仕 様 書

1 件 名

令和7年度電気自動車リース契約

2 リース期間

別紙1「リース車両仕様表」(以下「別紙1」という。)に記載のとおり

3 リース車両

車両数 2台(別紙1のとおり)

- 4 車両の仕様
 - (1) 新規製造車両であること。
 - (2) 充電用コネクタ (iec62196-2 ed2.0 type1準拠) で充電できること
 - (3) キー: 3本を要す
 - ※うち2本は、賃借人が保管する。この2本については、キーホルダー等により 車両所有の会社名を表示のこと。なお、残りの1本は賃貸人が保管すること。 また、キーの形式番号を記録し、書面でゼロカーボン推進課に提出すること。
 - (4) 自動車の種別、用途等、駆動方式、タイヤ、乗車定員等

:総電力量20kWh以上のリチウムイオン電池及び定格出力25kW(軽自動車乗用は20kW) 以上のモーターを搭載した電気自動車であり、別紙1に記載するとおり

(5) 装備:

納入する車両の装備

- a. エアバッグ (運転席・助手席)
- b. ABS
- c. エアコン
- d. パワーステアリング
- e. 時計
- f. サンバイザー (運転席・助手席)
- g. ドアバイザー (フロント・リア)
- h. フロアマット (キャビン内全部)
- i. アシストグリップ(助手席)
- i. アクセサリーソケット (DC12V)
- k. キー抜き忘れ防止ブザー
- 1. ライト消し忘れ警告ブザー
- m. ツール (工具) セット
- n. ハイマウントストップランプ (LED)
- o. リア3点式ELR付シートベルト
- p. 荷室マット (3mm以上)
- q. AM/FMラジオ
- r. ヘッドライトレベリング機構
- s. トラクションコントロール
- t. 普通充電機能+普通充電リッド

- u. 急速充電機能+急速充電リッド
- v. コントロールボックス付き充電ケーブル (AC200V・7.5m)

上記の他、別紙1及び特記仕様書のとおり。なお、カーナビゲーションが設置されていないこと。

- (6) 塗 装 等
 - ①ボディカラー :別紙1及び特記仕様書1のとおり
 - ②車体ラッピング:別紙1及び特記仕様書1のとおり
 - ③車体文字・デザイン:別紙1及び特記仕様書1のとおり
- (7) 車両の納入及び引取
 - ①納入日時:別紙1に記載のリース開始日午後5時まで
 - ②納入先等:別紙1に記載のとおり
 - ③引 取:リース期間満了後の引取元等は上記②の納入先等に同じ ただし、引取元等については、契約期間中の使用担当部署の変更等 に合わせ対応すること。
- (8) 自動車検査証記載上の注意

自動車検査証の記載事項中、「使用者氏名又は名称」、「使用者住所」、「使用 の本拠の位置」を次のとおりとする。

- ○使用者氏名又は名称:岡山市
- ○使 用 者 住 所:岡山市北区大供一丁目1番1号
- ○使用の本拠の位置:別紙1のとおり

また、記載事項の変更が必要なものについては、車両関連法規に違背することのないよう、納車時までに手続を行うこと。

5 リースの方法

上記3の車両を7に掲げるメンテナンス付きでリースする。

6 月間予想走行距離(1台当たり)

約600km

- 7 メンテナンス内容
 - (1) 定期点検(新車1か月点検及び6か月毎)
 - (2) 法定点検
 - (3) 車検整備
 - (4) 故障修理
 - (5) タイヤ、バッテリー交換(必要に応じて。パンク修理含む。)
 - (6) 消耗品交換及び補充
 - (7) その他安全走行に必要な点検・修理
 - (8) 代車(車検整備、故障修理時等整備に48時間以上要する時) ※車検整備、故障修理時等の整備工場への車両の搬入等を含むものとする。
- 8 リース料の積算について

落札者は、日付及び社名を記入の上、車両毎の月額リース料及び残価が確認できる

内訳書を速やかに提出すること。

9 リース料の支払方法

四半期払(履行後翌月払)とする。

なお、月の中途においてリースを終了する場合及び契約を解除する場合等、当該月 に1日以上リースしているときは、当該月分のリース料全額の支払を請求することが できる。

10 リース料に含まれるもの

- (1) 車両登録費用
- (2) 軽自動車税 (環境性能割)
- (3) 軽自動車税(種別割)
- (4) 自動車重量税
- (5) 自動車損害賠償責任保険料
- (6) 7に定めるメンテナンスに要する費用
- (7) 登録抹消に要する費用
- (8) 車体表示抹消費用
- (9)「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)に定める費用 ※(3)~(6)はリース期間中に要する費用とする。

11 その他

- (1) 納車時における車両の仕様確認について、別途岡山市が示す方法により行うこと。
- (2) 点検・整備等の記録を当該車両内に保管すること。
- (3) 車体内にリース会社名、メンテナンス工場名及びそれぞれの連絡先を表示すること (キーとは別途とする)。
- (4) リース会社の窓口、担当者、連絡網等を明確にすること。
- (5) 車両の使用に支障が生じないように整備を万全の体制で行うこと。
- (6) 事故、故障等使用に支障が生じるような場合は、24時間、365日、万全な体制で迅速に対応すること。
- (7) 車種、登録番号、リース期間、走行距離、点検整備内容、修繕等の車両に関するデータベースを作成し、その情報を本市の必要に応じて提供すること。
- (8) 点検・整備を行う場合は、事前に点検・整備計画書を作成し、提出すること。
- (9)リース期間満了後は、速やかに車両を引き取ること。引き取りの具体的日時及び方法については、仕様担当部署と協議の上決定すること。
- (10)リース期間満了後の車両は、速やかに車体表示を抹消すること。また、仕様書により 貼付したその他のステッカーについても、すみやかに剥離すること。
- (11)本市の車両運行管理業務全般に関し、助言、情報提供等を行うこと。
- (12)本仕様書その他設計図書に定めのない事項又は契約後疑義が生じた場合は、ゼロカーボン推進課と協議のうえ決定するものとする。
- (13)本件は、岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約である。
- (14)契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る本市の歳出予算が減額又は削除された場合は、この契約を解除することができる。

12 担当課及び問い合わせ先

岡山市北区大供一丁目2番3号

岡山市環境局環境部ゼロカーボン推進課 新居田

TEL (086) 803-1282

FAX (086) 803-1423

リース車両仕様表

No	1	電気自動車の種別		車体	駆動	駆動乗車	WLTCモード	タイヤ	ホ ゙ディ	単体フツビング	使用の本拠	納 入		
	0.	用途	用途等	形状	方式	定員	一充電走行距離	24 (カラー	その他特殊架装等	の位置	納入先	納入場所	電話番号
	L #	経自動車 貨物	自家用	バン ハイルーフ	2WD	4	180km 以上	夏	自	充電ケーブル200V・7.5m 特記仕様書2(ドラレコ)	岡山市南区浦安南町495番地5	南区役所農林水産振興課	岡山市南区浦安南町495番地5	902-3520
	2	経自動車 貨物	自家用	バン ハイルーフ	2WD	4	180km 以上	夏・冬	自	特記仕様書1 (車体ラッピング) 充電ケーブル200V・7.5m 特記仕様書2 (ドラレコ)	岡山市中区浜三丁目7番15号	道路予防保全課	岡山市中区浜三丁目7番15号	901-1629

No.	リース	リース	リース	
INU.	開始日	満了日	月数	
1	令和8年6月1日	令和13年4月30日	59	
2	令和8年10月1日	令和13年8月31日	59	

特記仕様書1

車体ラッピングについては、下記の項目を基本に、車体ラッピング特記仕様別紙1-1と同様のデザインとし、ステッカーシールで作成する。詳細については、ゼロカーボン推進課と協議の上納入すること。なお、岡山市キャラクターデザイン「ミコロ・ハコロ」については、画像データの提供が可能である。また、以下の文字色の青色は、DIC2591とする。

- 1. 車体左右の2カ所に「おかやまし でんきじどうしゃ」のネーム入れを行うこと。
 - ・文 字 色:青色-緑色のグラデーション
 - ・字 体: 丸ゴシック
 - 文字方向:左書き
 - ・文字サイズ:「おかやまし」 10cm×10cm 程度(1文字)「でんきじどうしゃ」15cm×15cm 程度(1文字)
- 2. 車体左右の後部2カ所に「岡山市」のネーム入れを行うこと。
 - 文 字 色: 黒色
 - ・字 体: 丸ゴシック
 - 文字方向:左書き
 - ・文字サイズ:10cm×10cm 程度(1文字)
- 3. 車体前後の2カ所に「おかやまし でんきじどうしゃ」のネーム入れを行うこと。
 - ・文 字 色:青色-緑色のグラデーション
 - ・字 体: 丸ゴシック
 - 文字方向:左書き
 - ・文字サイズ:「おかやまし」 6cm×6cm 程度(1文字)「でんきじどうしゃ」8cm×8cm 程度(1文字)
- 4. 車体前部に「ミコロ・ハコロ」の図案を縦 20cm、横 20cm 程度で表示する。
- 5. 車体後部に「ミコロ・ハコロ」の図案を縦 40cm、横 40cm 程度で表示する。
- 6. 車体の左右に「ミコロ・ハコロ」の図案を縦 50cm、横 50cm 程度で表示する。
- 7. この特記仕様書により作成した車体ラッピングの著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条及び第28条に定める権利を含む。)は岡山市に帰属する。

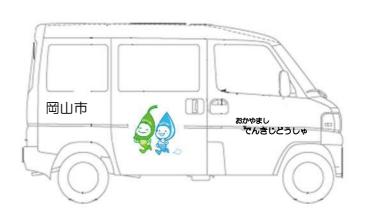
特記仕様 別紙1-1

(バンハイルーフ)









特記仕様書2

以下の要件を満たすドライブレコーダーを装着すること。

- ・車両の前方(水平方向 100°以上、垂直方向 60°以上)を映像記録として残すことが可能であること。
- ・映像は、交通事故発生の際の証拠として十分な画質で撮影でき、また閲覧できること。
- ・日付及び時刻を記録可能なものであること。
- ・音声録音可能なものであること。
- ・車両エンジンの始動と連動で作動開始し、エンジンを切ることで作動終了すること。
- ・始動中は常時録画タイプのものであり、記録媒体一枚でHD撮影モードにて12時間以上 継続録画可能なものであること。
- ・LED信号機と同調しない fps で撮影可能であること。
- ・記録媒体は、SDカード等のレコーダー本体から容易に取り外し可能なものであること。
- ・記録媒体をパソコン(Windows10Pro 及び11Pro)に差し込むことにより、映像記録の閲覧が可能であること。なお、閲覧用ソフトが必要な場合は、これもセットで納品すること。
- ・映像記録を外部提供する場合を想定し、記録データについて必要な部分のみ加工により切り取りできるもの、もしくは最初から数分単位での個別ファイルとして映像記録が保存されるものであること。
- ・パスワード設定が可能であり、レコーダー本体においても記録媒体を差し込んだパソコン 等においても映像記録を閲覧するためにパスワード入力が必須であること。
- ・納車時にパスワードの初期設定を行い、使用担当部署の管理責任者等に通知すること。
- ・パスワードは自由に変更可能なものであること。
- ・記録媒体やレコーダー取付用具等の消耗品については、乙の負担によるものとする。